

# 2018春季生活闘争方針決定

## ～第17回中央委員会を開催～



〒160-0002  
東京都新宿区四谷坂町9-6  
坂町Mビル2F  
03-5919-3261  
発行人 千葉 崇

### サービス・ツーリズム産業労働組合連合会 第17回中央委員会



中央委員会冒頭で挨拶を行う後藤会長

サービス連合は、1月24日、連合会館において「第17回中央委員会」を開催しました。当日は役員・中央委員・傍聴者など200名が出席し、「2017秋闘のまとめ」、「2018春季生活闘争方針」について審議を行い、全ての議案が原案どおり可決されました。

佐野副会長の挨拶で開会した今、中央委員会は杉本中央委員(都ホテルズ労連)と蔵本中央委員(阪急阪神交通社グループ労連)を議長団に選出し議事に入りました。

主権者を代表して挨拶した後藤会長は、2018春季生活闘争について、2014春季生活闘争から継続してきた賃上げの取り組みを定着させ、中期的な賃金目標「35歳年収550万円」へ向けて着実に前進させる闘争と位置付け取り組むと力強く訴えるとともに、政策実現、組織強化・拡大などについて着実な取り組みを進めていくと述べました。今、中央委員会では本部役員補充選挙が行われ、新たに1名の新役員が選出されました。また、今、中央委員会をもって、退任された大木特別中央執行委員(KNTグループ労連)、鉢嶺中央執行委員(都ホテルズ労連)の2名に対し役員退任慰労表彰を行い、感謝の気持ちを表しました。議長団のスムーズな進行により予定通り議事が進み、最後に森岡副会長による閉会挨拶の後、要求貫徹にむけて出席者全員によるガンバロー三唱を行い、2018春季生活闘争が本格的にスタートしました。



左：蔵本議長 右：杉本議長

【正規労働者の賃金改善】・一時金・すべての加盟組合は、賃金カーブを維持したうえで、〇・五%以上の実質的な賃金改善に取り組む。・一時金は、前年同年齢者の一時金水準の確保に取り組んだうえで、「指標」を活用し主体的に水準向上に取り組む。「指標」を活用しない場合は年間四カ月相当

【最低保障賃金】・産業別最低保障賃金協定化(都道府県別基準設定有)・ポインタ年齢別最低保障賃金協定化(基準設定有) 【同時要求】・年間総実労働時間1800時間の実現に向け、各加盟組合が所定労働時間短縮等に主体的に取り組む。両立支援・男女平等社会の実現にむけ取り組む。その他 【交渉スケジュール】要求書提出は原則2月末日。(遅くとも3月上旬)・3月12日から16日は、集中交渉期間・3月末日までの決着を目指す

### 2018 春季生活闘争方針要旨



退任された鉢嶺中央執行委員



退任された大木特別中央執行委員

(2017秋闘のまとめは2面を参照)

### 2018 春季生活闘争方針

第17回中央委員会で確認された「2018春季生活闘争方針」の要約は左図のとおりです。詳細は議案書またはホームページをご覧ください。



新たに選出された山中中央執行委員

# 2017秋闘まとめ

冬期一時金 平均1.40カ月・年間2.99カ月

2017秋闘は、12月16日までの集計で、冬期一時金の平均支給カ月数は、全体(121組合)では1.40カ月となりました。業種別では、ホテル・レジャー業(55組合)1.32カ月、ツーリズム・航空貨物業(70組合)1.47カ月となりました。

夏の一時金とあわせた年間支給平均支給カ月数は、全体では、2.99カ月と前年からは0.02カ月の減となりました。業種別では、ホテル・レジャー業では、2.58カ月、ツーリズム・航空貨物業では、3.31カ月となりました。2017秋闘で、契約社員やパートタイマー等の待遇改善について合意に至った加盟組合は1組合となりました。また、ワーク・ライフ・バランスの実現にむけた取り組みについては特別休暇の付与日数の拡大について合意した3組合となり成果をあげました。有期契約雇用労働者の無期労働契約への転換について、制

度の整備に取り組み成果をあげた加盟組合は1組合となりました。

2017秋闘では、景気が回復傾向にあるもののその追い風を受け止めきれず、昨年と同様の水準となりまし。この結果は、労働者のモチベーションの向上や安心して働き続けることのできる環境を整え魅力ある産業を実現するため、今後さらに労働条件の引き上げにむけた取り組みが必要であることを示しています。

## 2018春季生活闘争スローガン

2018春季生活闘争においては「すべての加盟組合で待遇改善を実現しよう!!!」魅力あるサービス・ツーリズム産業をめざして「をスローガンとして掲げ、すべての加盟組合が2018春季生活闘争方針のつとめを要求を掲げ、要求実現に向けてサービス連合が一丸となつて取り組むこととします!

## 政策・制度要求

2017年度政策制度要求と提言の補強については、提言の補強については、提出ルートのや期日、本部・地連との連携を明確にするなど、取り組みの進み方を整理しました。各加盟組合への丁寧な説明や取り組みの周知を図った結果、前年を大きく上回る270本程度の提案が提出されました。

## 中央委員会開催に先立ち、学習会を開催しました

中央委員会の開催に先立ち、学習会を開催しました。「最低賃金について」をテーマに講師に厚生労働省労働基準局賃金課長の武田康祐氏と連合総合労働局長の藤川慎一氏をむかえ法定最低賃金制度のこれまでの歩みや地域別最低保障賃金改正の議論内容や課題などについて講演を頂きました。



講演する連合 藤川総合労働局長



講演する厚生労働省 武田課長

## 連合2018春季生活闘争スタート

連合は、2月5日に2018春季生活闘争の総決起集会を東京・よみうりホールで開催し、1071名が集結し、サービス連合からも加盟組合協力のもと30名が参加しました。冒頭、連合の神津会長(中央闘争委員長)は「201

8春季生活闘争は、本集会のように連合の仲間が結束し、想いを固めて社会に向かっていかに発信していくかが問われるものである」と訴えました。「クラシノソコアゲ」の実現をめざし共に頑張りましょう。

家族の成長に合わせて、ぴったりの保障をご用意。

- 医療タイプ 医療安心タイプ 終身保障5000 総合タイプ 総合2倍タイプ
- 大補タイプ がん闘争プラス 生きる安心タイプ 働ける安心タイプ シニア総合タイプ
- シニア医療タイプ シニア医療安心タイプ キッズタイプ 専業主婦タイプ がん安心タイプ

## こくみん共済



保障のことなら 全労済

全労済は、笑顔を目的とした保障の生誕として其の事業を営み、社会員の皆さまの安心と心ゆたかにあふれる暮らしをめざしています。お買金をあまらぬために給付員になれど、各種共済をご利用いただけます。



よみうりホール ガンパロー三唱

# 第3回観光政策フォーラム開催報告

2018年2月7日(水)

に、これまで取りまとめた「観光立国実現に向けた提言」や「サービス連合の重点政策」を社会に幅広く発信することを目的に、「第3回観光政策フォーラム」を開催しました。会場である帝国ホテルには、国会議員・行政官庁・企業・教育関係・業界団体・労働組合などから約200名の参加者が集い、定員どおりの盛況な会場となりました。

フォーラムの構成は「基調講演」、「トークセッション」の2部制とし、特に「トークセッション」については「産」「官」「学」それぞれの立場のパネリストが相互に連携・補完・影響し合えるような運営を心がけました。

講演内容について、第一部では、慶應義塾大学大学院教授、元経済財政政策担当大臣補佐官の岸博幸氏をお迎えし、「2020年以降の日本経済とサービス・ツーリズム産業のあるべき姿」に関する基調講演をい



トークセッションの様子

ただきました。このなかで観光業については、生産性の伸びしろが十分にあり、その向上のためにはイノベーションに果敢に取り組みべきであること、また、広域連携により持続可能な発展モデルを構築すべきであること等、示唆に富んだお話をいただきました。

その後、「学」代表としての岸氏のほか、「産」代表として株式会社トラストバンク代表取締役の須永珠代氏、「官」代表として観光庁観光産業課参事官の黒須卓氏による、トークセッションを行いました。テーマは、「サービス・ツーリズム産業が発展していくために取り組むべきこと」2020年に向けた、産・官・学それぞれの取り組みと連携についてとし、各立場で取り組んできた事例の紹介や私たちの産業において今後必要となる取り組みについて幅広い提言をいただきました。このなかで労働組合の役割については「多様性を尊重すること」、「組織の殻を破り、幅広い視野をもつこと」、「はたらく現場の空気感(雰囲気)を高めること」といったア

## 4月はノーマルな「残業デー」設定を!

サービス連合では、年間総実労働時間1800時間を目標として、2012年から毎年10時間ずつ短縮することを目標に取り組みを進めています。4月28日はILO(国際労働機関)が制定した「仕事における安全と健康のための世界の日」です。

そこで、サービス連合では組合員全員を対象に一体感ある取り組みとするため

4月の1ヶ月のうち1日を「仕事における安全と健康のためのノーマルな「残業デー」」に設定することとしています。ノーマルな「残業デー」を設定して一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現にむけ取り組みましょう。取り組み周知用にポスターを作成し、ホームページに掲載してまいりますので活用下さい。



パネリストの方々と

ドバイスがありました。サービス連合は、観光立国の実現と21世紀にふさわしい観光産業の発展を目指し、「観光立国実現に向けた提言」を組織外に幅広く発信するとともに、観光政策の実現にむけ取り組みをこれからも強化していきます。



冒頭で挨拶する後藤会長



基調講演をされる岸氏

平日、忙しい人のために  
休日に相談できる  
ところがあるんだって。  
けっこう、いいよね。  
だから、私も、ろうきん。

けっこう使える。  
ろうきん

あなたと  
わかちあう  
次の一歩

国際運輸労連(I-TF)

観光サービス部会総会に参加

2017年10月16日、I TF(国際運輸労連)の観光サービス部会総会がオランダ・アムステルダムにて開催されました。サービス連合からは後藤会長を始め、7名が参加をしました。

総会は議長である後藤会長の進行で進められ、加盟人員戦略、観光産業における技術変化、組合強化のための青年・女性労働者の関与などについて議論が交わされました。空港の組織化プロジェクトでは、サービス連合より「日本における主要空港での組織化の取り組み」についてプレゼンテーションを行いました。また参加者の津和崎副会長より「最少部会である観光サ



サービス連合からの参加者



発言をする津和崎副会長

サービス部会としては、今後はGUF、IUF、UNIIとの連携を深め、活動していく必要がある」との提起がされるなど、活発な議論のもと、総会は滞りなく終了しました。尚、本年10月、第44回I TF世界大会がシンガポールで開催されます。

アネモネ通信



明日づくりプロジェクト

サービス連合は社会への関与と共生と連帯の取り組みをつうじて社会貢献活動に努めています。これまでその一つとして、連合が結成以来継続した取り組みとして実施している「連合・愛のキャンパ」について、加盟組合に対し広く協力要請

申請募集集中! 金太郎支援制度

正式名称はボランティア活動支援制度です。この制度は、正加盟組合の組合の皆さんが自らの意思で主体的に参加しているボランティア団体・活動に対して経済的な支援を行います。

「支援内容」1団体年間10万円以内

「支援機関」原則3年間「必要書類」活動内容と財務内容がわかるもの・機関誌・規約などで、申請フォームは特にありません。

「申請方法」所属の加盟組合を通じ各地連に申請。随時募集しています。組合員からの積極的な応募をお待ちしております。

尚、本年10月、第44回I TF世界大会がシンガポールで開催されます。

連合のキャン

サービス連合は社会への関与と共生と連帯の取り組みをつうじて社会貢献活動に努めています。これまでその一つとして、連合が結成以来継続した取り組みとして実施している「連合・愛のキャンパ」について、加盟組合に対し広く協力要請

を行っています。「連合・愛のキャンパ」は人道主義の立場から「自由、平等、公正で平和な世界の実現」に向けた社会貢献活動として、NGOやNPO団体の事業・プログラムへの支援、および自然災害等による被災者に対する救援・支援を目的に実施されています。今年度も趣旨に沿い、社会への関与と共生と連帯の具体的な取り組みを展開する目的で、加盟組合に対し協力を呼びかけています。趣旨をご理解のうえ協力をお願いいたします。

○取り組み期間 2017年10月～2018年6月

○振込先 【金融機関】 中央労働金庫 本店

【口座番号】普通預金 1278710

【口座名義】サービス連合 特別キャン

※各加盟組合・各組織で集約のうえお振込み願います。

※本部および地連事務所でも受付を行います。

○振込締切日 最終集約 2018年6月22日(金)

無料法律相談実施中

相談内容は法律に関するものであればどんな内容でも構いません。組合員の相談費用は無料訴訟等の弁護士費用は別

【東京】 毎月第2水曜日 18時30分から2時間 サービス連合本部で実施 ※事前連絡要 サービス連合本部 03-5919-3261

【大阪】 電話受付のみ 平日 10時から18時 サービス連合西日本地連 06-6459-3110

今後の予定

○2月末日～3月上旬 2018年春季生活闘争要 求書提出

○3月1日 第5回中央執行委員会・2018春期生活闘争第1回闘争委員会

○2018春季生活闘争集中交渉期間 3月12日～16日

○4月24日 第17回エンパワメント研修会

サービス連合では、一人年間1000円の組織共済掛け金を納入して頂き、以下の場合に弔慰金や災害見舞金を支給する組織共済を実施しています。以下の事由が発生しましたら所属する労働組合を経由してサービス連合に申請して下さい。詳細は、サービス連合ホームページをご覧ください。

サービス連合組織共済

死亡弔慰金	
組合員	15万円
組合員の配偶者	8万円
組合員が扶養する子供	3万円
災害見舞金・持家(自然災害除く)	50万円
全焼・全損壊	50万円
半焼・半損壊	25万円
相当な被害	3万円
※借家の場合も支給があります	